

○大府市よろず相談運営等要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の日常生活上発生するあらゆる相談に応じ、適切な助言及び指導を行うよろず相談の運営等について必要な事項を定め、もって市民の福祉増進に寄与することを目的とする。

(よろず相談員)

第2条 よろず相談員（以下「相談員」という）は、市内に住所を有する者その他市長が必要と認める者で、相談事業に理解のあるもののうちから市長が依頼する。

(欠格事項)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、相談員となることができない。

- (1) 心身の故障のため職務を適正に行うことができない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(任期)

第4条 相談員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

(任務)

第5条 相談員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 相談の内容に応じ、適切な助言及び指導をすること。
- (2) その任務に関し、必要な資料及び情報を収集すること。
- (3) その他必要と認める事項

(守秘義務)

第6条 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(研修)

第7条 相談員は、よろず相談に適切な知識を高めるため、必要に応じて研修を行うものとする。

(謝礼)

第8条 市長は、相談員に対し、予算の範囲内において職務の対価として謝礼を支給する。

(解任)

第9条 相談員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を解く。

- (1) 自己の都合により解任を申し出た場合
- (2) 相談員として、ふさわしくない非行があったと認める場合

(相談日)

第10条 よろず相談は、原則として、毎月第1及び第3木曜日の午後1時30分から午後4時30分まで行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(相談の場所)

第 1 1 条 よろず相談は、大府市役所相談室で行うものとする。

(広報)

第 1 2 条 よろず相談を市民に知らしめるため、相談日、相談の場所その他必要な事項を「広報おおぶ」に掲載するものとする。

(備付帳簿等)

第 1 3 条 市長は、よろず相談に必要な相談申出記録票（別記様式）を備え付けるものとする。

(委任)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 5 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から平成 2 7 年 1 0 月 1 日までに市長が委嘱する委員の任期は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、3 年に満たない期間とすることができる。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。